

« 「新発田市地域応援商品券」取扱事業者の皆様へ »

## 商 品 券 取 扱 要 項

### 1 使用期間

令和8年1月30日（金）～令和8年12月31日（木）

※使用期間を過ぎた商品券は取扱わないでください。

※商品券取扱登録店ステッカーは商品券使用者の見やすい場所へ掲示し、使用期間終了後は確実に撤去い  
ただくようお願いします。

### 2 商品券の取扱い

- 額面以下の使用の場合でもお釣りは出さないでください。
- 商品券を使用して購入された商品の返品は原則お断りしてください。【換金防止】
- 受領した商品券は右上隅を破線に沿って切り取ったうえで、裏面に商品券が使用された事業  
所名または登録番号※を記入してください。【再流通防止】  
※取扱事業者登録証明書に記載のとおりです。
- 商品券が使用される際は、見本券との比較等により偽造券（カラーコピー等）でないか確認  
のうえお取り扱いください。なお、商品券には下記のとおり偽造防止策を講じています。

- ① 商品券の一部に蛍光インクが使用されています。
  - ② 商品券右上に「6桁の通し番号」が印刷されています。
  - ③ コピーした際に商品券の右下部分に「しばた」の文字が出ます。
  - ④ 本商品券の紙は、本商品券用に特注した紙を使用しています。

### 3 使用対象外となる商品・サービス

- ① 商品券、プリペイドカード、図書券、はがき、切手、印紙、宝くじ等の換金性の高いものの購  
入及び電子マネーのチャージ
- ② 国や地方公共団体への支払い（税金、新発田市指定ごみ袋・指定収集券等）
- ③ 出資、投資、金融商品の購入
- ④ 債務の支払い（振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ⑤ 土地や家屋購入等の不動産に関する支払い
- ⑥ 事業活動に伴う仕入等の支払い
- ⑦ たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑧ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関する支払い
- ⑨ 上記以外に、取扱登録事業者が指定する商品券使用除外商品※

※商品券使用者があらかじめ認識できるようにしてください（例：レジ・陳列棚等での掲示）

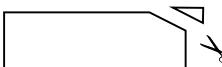
## 4 換金手続

以下のものをご用意いただき、新発田市商工振興課へ直接お越しください。

### ① 換金請求書

- ・換金請求書は記入例を参照のうえ、記入し押印してください。
- ・換金請求書が足りない場合は、必要に応じて各自コピーしてご利用ください。

### ② 換金する商品券

- ・右上隅を破線に沿って切り取ってください。 
- ・裏面に使用された事業所の情報（登録番号または事業所名）をご記入ください。

換金枚数が多い場合は、100枚を1束として輪ゴム等でまとめ（機械で枚数確認するためテープやホチキスは不可）1番上と1番下の商品券のみ事業所情報（登録番号または事業所名）をご記入いただくことも可能です。

### ③ 取扱事業者登録証明書

請求から1か月以内に、市の定期支払日（毎週木曜日）に指定口座に請求金額を振込みます。

※換金時の振込口座が同一の店舗に限り、複数店舗の商品券をまとめて1枚の換金請求書で換金請求することができます。その場合は、合算金額をご記入ください。

## 5 換金受付

### 新発田市商工振興課

住 所：新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた6階 商工振興課

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝、年末年始は除く）

※受付時に必要書類や商品券の枚数等の確認を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

※請求書の控えはお渡しません。必要に応じ、事前に写しを取り等ご準備ください。

※郵送やファックスによる受付はできません。

## 6 換金期間

令和8年1月30日（金）～令和9年2月1日（月）

※期間終了後の換金はできません。手続は必ず期間中にお済ませください。

## 7 記入例とご注意いただきたいポイント

登録番号は、登録証明書に  
記載されています。

①～④についても、登録証明書をご確認の上、ご記入ください。

(複数店舗の請求をまとめて行う場合は、いずれか1つの店舗情報で可)

名称・所在地  
が同じ場合は  
「//」も可

請求者は  
・法人等の代表者か  
・店舗の代表者の  
いずれかに限ります。  
法人等の場合は必ず役職名を  
ご記入ください。

登録申請を行った口座に  
限ります。

※口座名義が①～⑤までの情報と  
関連がない場合、換金請求手続き  
ができないことがあります。

## 新発田市地域応援商品券換金請求書

令和 8 年 2 月 10 日

窓口で請求手続きを行う日です。

**310**  
株式会社 新発田商事  
中央町3-3-3  
スーパーしばた 中央町店  
〃  
代表取締役 新発田 太郎

請求印は  
・代表者印 または  
・請求者の個人印  
を押してください。

社印(角印)では受付できませんのでご注意ください。



社印(角印)は  
受付不可

換金する商品券の枚数と  
金額をご記入ください。  
(請求金額は訂正できません  
ので、ご記入の際はご注意く  
ださい)

数量	単価	金額
券 100 枚	500円	50,000 円
請求金額		50,000 円

新規登録	新規登録
普通	普通
1234567	1234567
カ・シバタショウジ	カ・シバタショウジ

登録申請書に記載された口座に限ります。

訂正する場合は二重線と訂正印で訂正してください。

※修正液・修正テープは不可

「請求金額」だけは訂正印で訂正いただけませんので、書き損じた場合は新しい用紙をお使いください。

新発田市 中央 3-3 諏訪町 1-9-20

## 8 注意事項等

- ① 提出書類に不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。
- ② 当初の登録内容から変更があった場合、事務局までご連絡ください。
- ③ 同一口座への換金振込みを希望する店舗を複数有する事業者については、可能な限りとりまとめて換金請求を行うようにしてください。
- ④ 商品券を自らの事業上の取引（商品仕入れなど）に使用しないでください。また、受け取った商品券を他の店舗等で使用することはお止めください。
- ⑤ 商品券は、第三者への転売、譲渡を行うことができません。それらの行為が疑われる場合は、直ちに事務局にご連絡ください。（例：店頭で大量の商品券を一度に使用されるなど）
- ⑥ 商品券には偽造防止加工を施しており、通常の注意を持ってすれば偽造された商品券と判別できる場合など、不正に使用されていることが明らかな商品券は、換金に応じることはできません。受け取りの際によくご確認ください。なお、このような行為があった場合は直ちに事務局にご連絡ください。

△商行為以外での商品券の換金や対象外物品等に対する商品券の使用が発覚した場合

は、換金金額の全額を返還してもらうほか、取扱登録事業者としての登録を取り消します。

<問い合わせ先>

新発田市 商工振興課

〒957-8686 新発田市中央町3－3－3 ヨリネスしばた6階 TEL 0254-28-9650